○法務省令第四十一号

抵当証券法（昭和六年法律第十五号）を実施するため、抵当証券法施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

法務大臣　上川　陽子

抵当証券法施行細則の一部を改正する省令

抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「毎葉ノ綴目ニ契印スベシ」を「毎葉ニ丁数ヲ記載スルコト其ノ他ノ必要ナル措置ヲ為スベシ」に改め、ただし書を削る。

第二十五条中「記載シ且記名捺印スベシ」を「記載スベシ」に改める。

第四十八条中「受領ノ旨並ニ年月日」を「受領ノ年月日」に、「署名捺印セシメタル上」を「記名セシメタル上」に改める。

第五十四条中「記名捺印スベシ」を「記名スベシ」に改める。

附録第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附録第七号（裏面）中

受領ノ年月日、受領者ノ氏名及捺印	右受領候也 年　月　日

を

受領ノ年月日及受領者ノ氏名	年　月　日

に改める。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

○財務省令第六十二号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十六条において準用する同法第二十条並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第十四項及び第十一条の三の六の四第三項の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（短期財調経理等の特例） **第八十六条**　法附則第十四条の三第一項の規定により連合会が行うことができる事業の経理単位は短期財調経理とし、その財務については、次項に定めるもののほか、別に財務大臣の定めるところによることができる。	（財政調整事業の経理の特例） **第八十六条**　法附則第十四条の三第一項の規定により連合会が行うことができる事業に係る経理については、第八十五条第二項の規定にかかわらず、別に財務大臣の定めるところによることができる。

［項を加える。］

2　短期財調経理の前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額は、財務大臣の承認を受けて連合会の保健経理に繰り入れることができる。

3　前項の規定による繰入れが行われた場合における保健経理の財源については、第七条第二項に定めるもののほか、当該繰り入れられた金額を財源とすることができる。

（年間の高額療養費の決定の請求等）

第百五条の四の二　［略］

2　［略］

一　令第十一条の三の四第一項第二号から第六号まで、第八号から第十二号まで及び第十四号から第十八号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）

二　［略］

3　第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

［一・二　略］

4　［略］

5　前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

［項を加える。］

（年間の高額療養費の決定の請求等）

第百五条の四の二　［同上］

2　［同上］

一　令第十一条の三の四第一項第二号から第十八号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）

二　［同上］

3　第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

［一・二　同上］

4　［略］

5　前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。